

令和8年度

A I S陸上局装置試験調整

仕 様 書

第一管区海上保安本部

(R 8. 7)

第1章 概要

1 目的

本件は、A I S陸上局装置1式の換装に伴い、当該装置据付後に現地で試験調整するためのものである。

2 件名

A I S陸上局装置試験調整

3 対象機器

A I S陸上局装置(CIV-24) 1式

4 試験調整場所

木地挽中継所

北海道北斗市村山176番地の12

5 管理部署

(1) 第一管区海上保安本部総務部情報通信課

北海道小樽市港町5-2

(2) 函館海上保安部

北海道函館市海岸町24-4

TEL. 0138-42-5658

6 履行期限

令和9年3月25日(木)

第2章 一般共通事項

1 一般事項

本試験調整は、本仕様書、関連仕様書及び関係法令・規則等の定めるところにより実施する。

関連仕様書

A I S 陸上局装置 (CIV-24)

A I S 情報管理装置 (DIX-8)

A I S 運用卓 (OIX-9E)

陸上局操作装置

A I S 解析装置

2 履行

履行については、仕様書の内容を完全に発揮させるように実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は誠実に実施する。

3 監督・検査職員

監督職員及び検査職員とは、支出負担行為担当官が別に任命する当庁職員をいう。

4 疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し指示に従うこと。なお、改修を円滑に実施するため常に連絡を取り、方針及び条件等の疑義を正すものとする。請負者は、打ち合わせを行った都度、議事録を作成し相互に確認する。

5 材料

特記有る場合を除き、機器及び材料はすべて新品とし、監督職員の承諾を得た物を使用する。

機器及び材料は、本仕様書に指定されているもの又はこれと同等の性能を有するものとし、その規格などを証明するのに十分な証紙又は表示の有る物を使用する。

6 工程表

請負者は、契約後速やかに実施計画書、作業工程表を作成し、業務着手に先立ち監督職員に提出のうえ承諾を得る。

7 秘密の保持

請負者は、本仕様書に基づく作業遂行のため、事務室その他の海上保安庁の施設に出入りすることにより知り得た情報並びに海上保安庁から提供された海上保安庁に関する情報のうち、既に公知となっているものを除き、第三者に開示・漏洩してはならない。

8 検査

検査は、本仕様書に記載している改修内容等が全て終了していることを確認するとともに、既存システムを含めた、システム全体が正常に動作すること及び報告書の内容を確認する。

9 その他

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、第一管区海上保安本部交通部整備課（以下「担当原課」という。）が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別紙様式）を提出し、同意を得るものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得る。

(受注後、確保すべき履行体制)

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
 - ・ 担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者の開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管する。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

10 サプライチェーンリスク

本契約履行にあたり、作業内容等にサプライチェーンリスクに係る懸念が払拭できない場合は、この仕様に基つきリスク低減対策等、当庁と迅速かつ密接に連携し提案を見直すものとする。

11 報告書

完了後は、下記の項目について A4 及び A3 サイズに整理した紙媒体、並びに CD-R 又は DVD-R に保存した電子ファイル（PDF ファイル及びその作成に必要なデータを原則とする。）を A4 パイプファイルにとりまとめ、第一管区海上保安本部交通部整備課あてに各 1 部提出する。

- （１）目次
- （２）試験調整概要
- （３）試験調整実施計画書
- （４）各定数・設定値
- （５）機能説明資料
- （６）試験調整結果
- （７）その他、監督職員が別途指示するもの。

12 支払い

支払いは検査合格後一括払いとし、第一管区海上保安本部長あて請求する。

第3章 特記事項

1. 現地試験調整

A I S陸上局装置の設置場所は無人施設であり、施設への立ち入りに関して施設管理者と事前に十分な打合せを行う。

なお、作業途中であっても、監督職員から退室指示があった場合は、これに従う。

2. A I S陸上局装置現地試験調整

A I S陸上局装置の据付及びA I Sデータ伝送回線の疎通完了後、第1章4項の試験調整場所において下記の試験調整を行う。

2. 1 単体試験調整

下記の項目について試験調整を行う。なお、①～②は電源投入前に確認する。

①パネル、ユニットの組み込み状況、内部配線の確認

②電源電圧の確認

③A I S送受信部系切換

④A I S送受信部警報

2. 2 無線測定試験

A I S送受信部1系、A I S送受信部2系の各々について、下記項目を測定する。なお、測定に必要な測定器類は請負業者が準備する。

①空中線電力

②周波数偏差

③占有周波数帯幅

④スプリアス発射の強度（帯域外領域及びスプリアス領域）

2. 3 対向試験調整

第一管区海上保安本部に設置されているA I S情報管理装置に対して下記項目の対向試験調整を実施する。

なお、A I S情報管理装置側の機器操作は別契約の作業員が行うほか、A I S航行支援システム装置のネットワーク設定は、必要に応じ別途監督職員が通知する。

【A I S情報管理装置からの操作に対するA I S陸上局装置の確認】

A I S情報管理装置から下記項目の遠隔操作を実施し、A I S陸上局装置に反映されることを確認する。

①A I S送受信部系切換

②チャットツール送信確認(陸上局操作装置から)

【A I S陸上局装置からの操作に対するA I S情報管理装置の確認】

A I S陸上局装置から下記項目の操作を実施し、A I S情報管理装置に反映されていることを確認する。

①A I S送受信部系切換

②A I S送受信部警報

③チャットツール送信確認(保守端末から)

3. その他

3. 1 機器操作説明

試験調整終了後、機能、操作及び障害発生時の対応等に関する以下の機器操作説明を木地挽中継所で1回実施する。

①装置の概要及び系統説明

②運用及び保守に関する説明

③機器装置説明に使用する説明資料及び測定器類は、請負業者が準備する。

3. 2 システムバックアップ

試験調整完了後、設定情報などのバックアップデータを作成し、保守端末に保存する。また、監督職員が了承する媒体等にも記録し納品する。